

令和四年六月

令和四年六月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区



目 次

議案第 一 号	文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第 二 号	文京区特別区税条例等の一部を改正する条例	3 頁
議案第 三 号	文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第 四 号	文京区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第 五 号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第 六 号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	15 頁
議案第 七 号	旧元町小学校地下躯体等解体工事に係る費用負担に関する協定	17 頁
議案第 八 号	(仮称) 文京区児童相談所建設工事請負契約	19 頁
議案第 九 号	(仮称) 文京区児童相談所建設機械設備工事請負契約	21 頁
議案第 十 号	文京区立駒本小学校増築校舎借上契約	23 頁



議案第一号

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年十月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

九 区長

心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表四の項中「自立支援給付の支給に関する情報」の下に「（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

十 区長

心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつ

地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による

て規則で定めるもの

支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二号

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

(文京区特別区税条例の一部改正)

第一条 文京区特別区税条例(昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第十五条第六項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第十九条の二第一項第五号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十五号)附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百七十七条第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第二十条の二第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第二項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第二十四条の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「規則」を「施行規則」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が一千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第二十四条の二第二項及び第四項中「規則」を「施行規則」に改める。

第二十四条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、「規則」を「施行規則」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定配偶者の氏名



第二十四条の三第二項及び第四項中「規則」を「施行規則」に改める。

第三十六条の七中「第二条第四項ただし書」を「第二条第三項ただし書」に改める。

第三十六条の九第三項中「規則」を「施行規則」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改める。

付則第八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

付則第十一条第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

付則第十四条の二第四項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第十四条の三第四項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十四条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第十四条の三第六項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）」を削る。

付則第十八条を削る。

(文京区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 文京区特別区税条例の一部を改正する条例(令和三年六月文京区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者」を「扶養親族」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中文京区特別区税条例第二十四条の二の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項、第二十四条の三の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項並びに第三十六条の九第三項の改正規定並びに同条例付則第三条の五の二第一項及び第十一条第三項の改正規定並びに同条例付則第十八条を削る改正規定並びに第二条の規定並びに次条第一項及び第二項の規定 令和五年一月一日

二 第一条中文京区特別区税条例第十五条第四項及び第六項、第二十条の二第一項及び第二項、第二十三条第一項ただし書並びに第三十六条の七の改正規定並びに同条例付則第八条第二項、第十四条の二第四項並びに第十四条の三第四項及び第六項の改正規定並びに次条第三項の規定 令和六年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の文京区特別区税条例(以下「新条例」という。)第二十四条の二第一項の

規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「一号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第二十四条の二第一項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の文京区特別区税条例（次項において「旧条例」という。）第二十四条の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十四条の三第一項に規定する申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十四条の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第二号に掲げる規定による改正後の文京区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第三号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例  
文京区保健衛生事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。  
別表55の項を次のように改める。

55	削除
----	----

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、本案を提出いたします。



議案第四号

文京区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

文京区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成二十四年三月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第五条第一項に規定する主たる事務所又は同法第五十九条第一項に規定する従たる事務所」を「第五十二条第二項の規定による登記（同法第五十三条の規定による変更の登記及び同法第五十四条の規定による登記を含む。）がされた事務所」に改め、同条第三号中「同法第七条第一項第二号に規定する主たる事務所又は従たる事務所」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百一条第二項又は第三百二条第二項の規定による登記（同法第三百三条の規定による変更の登記及び同法第三百四条の規定による登記を含む。）がされた事務所」に改める。

付 則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

(説明)

宗教法入法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第五号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例  
文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一中66の項を67の項とし、65の項を66の項とし、64の項の次に次の一項を加える。

65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定による住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。
----	---	--	------	----------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するため、本案を提出いたします。



議案第六号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第三項中「六千四百円」を「一万六千円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例第十七条第三項の規定は、令和四年四月一日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみ

なす。

(説明)

教員特殊業務手当の上限額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第七号

旧元町小学校地下躯体等解体工事に係る費用負担に関する協定  
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

旧元町小学校地下躯体等解体工事に係る費用負担に関する協定  
旧元町小学校地下躯体等解体工事施行のため、左記協定を締結する。

記

- 一 協定の目的 旧元町小学校地下躯体等解体工事
- 二 協定金額 金二億五千二百二十万四千四百八十円
- 三 協定の相手方 東京都文京区本郷二丁目一番一号

学校法人順天堂  
代表者 理事長 小川秀興

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和五年九月三十日まで
- 二 支出科目等 令和四年度 一般会計 総務費 企画費  
令和五年度 債務負担行為

議案第八号

(仮称) 文京区児童相談所建設工事請負契約

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

(仮称) 文京区児童相談所建設工事請負契約

(仮称) 文京区児童相談所建設工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 (仮称) 文京区児童相談所建設工事

二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約

三 契約金額 金十四億八百万円

四 契約の相手方 松下・上之原・イスズ建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都文京区本郷一丁目三十四番四号

株式会社松下産業

代表取締役 松下和正

構成員 東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号

株式会社上之原工務店

代表取締役 上之原一光

構成員 東京都文京区音羽一丁目十番七号

株式会社イヌズ工務店  
代表取締役 小野真紀雄

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和六年五月十七日まで
- 二 支出科目等 令和四年度 一般会計 民生費 児童福祉費  
令和五年度 債務負担行為  
令和六年度 債務負担行為



議案第九号

(仮称) 文京区児童相談所建設機械設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

(仮称) 文京区児童相談所建設機械設備工事請負契約

(仮称) 文京区児童相談所建設機械設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 (仮称) 文京区児童相談所建設機械設備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七條の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億三百六十万円

四 契約の相手方 酒井・高橋・にがた建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都文京区大塚六丁目十一番十二号

酒井工業株式会社

代表取締役 酒井孝

構成員 東京都文京区本駒込二丁目二十七番十六号

株式会社高橋管工社

代表取締役 高橋直和

構成員

東京都文京区小石川五丁目十八番十二号

にがた工機株式会社

代表取締役 関根利晴

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和六年五月十七日まで
- 二 支出科目等 令和四年度 一般会計 民生費 児童福祉費  
令和五年度 債務負担行為  
令和六年度 債務負担行為

議案第十号

文京区立駒本小学校増築校舎借上契約

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立駒本小学校増築校舎借上契約

文京区立駒本小学校校舎増築のため、左記契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立駒本小学校校舎増築
- 二 契約の方法 指名競争入札による契約
- 三 契約金額 金四億六千四百九十二万五百円
- 四 契約の相手方 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号  
大和リース株式会社東京本店  
本店長 杉尾芳彦

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 契約期間 令和四年七月一日から令和九年三月三十一日まで

二 支出科目等 令和四年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和五年度 債務負担行為

令和六年度 債務負担行為

令和七年度 債務負担行為

令和八年度 債務負担行為



